

FSC 本部主催「原材料の原産地に関するリスクアセスメント」
オンラインセミナーでの Q&A
(FSC ジャパン作成日本語参考訳)

内容

リスクアセスメントの実施と使用.....	2
FSC リスクアセスメント	2
組織（認証取得者）によるリスクアセスメント	3
リスク低減.....	4
CoC の販売に関する要求事項.....	4
その他	4

リスクアセスメントの実施と使用

Q. FSC リスクアセスメントが存在する国に対して、組織が自身のリスクアセスメントを実施することはできますか？

A. いいえ。承認された FSC リスクアセスメントがある場合は、それを使用しなければなりません。

Q. 規格 3.2 項では FSC リスクアセスメントの承認日から 6 ヶ月以内に自身の DDS を見直し、反映するとありますが、この 6 ヶ月以内に認証機関による監査を受け、本当に自身の DDS が修正されていることを示さなければなりませんか？場合によっては通常の監査スケジュールを大幅に前倒す必要が出てくると思いますが。

A. 認証機関による監査は 6 ヶ月ルールとは関係ありません。通常のスケジュールで監査を受け、そのときに FSC リスクアセスメント承認日から 6 ヶ月以内に DDS を修正していたことを事後でよいので示して下さい。

Q. 改定規格が発効した際には FSC-DIR-40-005 の ADVICE-40-005-13 の扱いはどうなりますか？まだ有効ですか？

A. 従来規格である FSC-STD-40-005 第 2-1 版に関して発行されているアドバイズノートは、この従来規格の失効とともに失効します。ADVICE-40-005-13 に関しては、その内容が改定規格の附則 A に入れ込まれているので、その内容は有効であり続けます。

Q. 3.3 項 b) の「実施した自身のリスクアセスメントについて、DDS においてリスク判定に用いる前に認証機関から承認を得なければならない。」とはどういう意味ですか？

A. これは、まずリスクアセスメントを実施した上で、リスク判定を確定する前に認証機関の承認を受けなければならないということです。つまり、認証機関がリスク判定に満足しない場合は、リスクアセスメント自体を見なおす必要もでてきます。例えばリスク判定が「特定リスク」でも、認証機関がその内容を承認して初めて次のリスク低減のステップに進めるということです。

Q. 旧 NRA で未特定リスクと判定されているカテゴリについては認証取得者が自身でリスク評価をやり直す必要はなく、初めからリスク低減のステップに進めばよいですか？

A. はい、その通りです。

FSC リスクアセスメント

Q. また新 NRA が承認されておらず、CNRA のいくつかのカテゴリのみが承認されている場合、そのカテゴリについては CNRA を使用しなければなりませんか？

A. CNRA は 5 つのカテゴリすべてが承認された時点で初めて使用が必須になります。それまでは参照情報として承認済みのカテゴリの内容を使用することができます。

Q. FSC リスクアセスメント実施の優先国はどのように決定されたのですか？

A. 最初に設定された 20 ヶ国（日本含む）は、FSC データベース上で認証取得者ごとにアップロードされている管理木材調達に関する公開用報告書で、調達先の国として挙げられている件数が多い国が選ばれました。その後優先国が 53 カ国に拡大された際には、旧 NRA がすでに存在しており更新を必要としている国、FSC 地域オフィスの事務局長が判断した戦略的に重要な国が含まれました。これには非認証生産林面積、先住民族の存在有無等が考慮されています。

Q. FSC リスクアセスメントデータベースの更新の際には何かしらの方法で通知がされますか？それとも認証取得者が頻繁に更新を確認しなければなりませんか？

A. FSC リスクアセスメントデータベースの情報は随時更新されます。認証取得者が頻繁に確認をすることは推奨されますが、FSC リスクアセスメントの承認とコンサルテーション開始のお知らせは通常のコミュニケーション方法で通知されます（FSC 本部ウェブサイト、ニュースレター等。日本では FSC ジャパンのウェブサイト、ニュースレターや審査機関を通じた通知）。

Q. FSC による NRA の更新頻度は？

A. 規準文書の要求事項では 5 年毎の見直しが義務付けられています。見直しにより、多くの場合は内容の更新が行われます。またリスク判定に影響がある可能性が高い事象が発生した際にも見直しと更新が行われます。

Q. NRA の作成が 2017 年末までに間に合わない場合は、どのような選択肢がありますか？

A. 認証取得者が自身で拡張リスクアセスメントを実施することが可能です。

組織（認証取得者）によるリスクアセスメント

Q. 簡易リスクアセスメントの要求事項は FSC-STD-40-005 第 2-1 版の附則 2 をそのまま写しただけですか？それとも違いがありますか？

A. 他の規格との一貫性を向上させるなどの目的で若干の修正はされていますが、要求事項そのものはほぼ同じです。また第 2-1 版に対して発行されているアドバイスノートの内容を簡易リスクアセスメント要求事項に組み込むことで、第 2-1 版が失効した際にはこれらのアドバイスノートも同時に取り消すことができるようにしています。

Q. 簡易リスクアセスメントの場合、リスク判定結果として「低リスク」と「未特定リスク」のどちらかを示すこととなりますが、「未特定リスク」判定となった場合、リスクの詳細や性質は特定できず、その結果 DDS の最後のステップであるリスク低減ができないのではないのでしょうか？

A. 「未特定リスク」という用語は従来の規格から引き継いでいますが、リスクの詳細や性質を特定してはいけないということではありません。リスクの詳細が明確であり、リスク低減が可能な場合はリスク低減の後に管理木材として調達することは可能です。一方本当の意味でリスクが特定できない場合はリスク低減措置の構築が不可能なので管理木材の調達もできません。

Q. 他の認証取得者が作成したリスクアセスメントを使用することは認められますか？

A. 改定規格 2.2 項に他の組織と共同で拡張リスクアセスメントを実施する際の規定が示されています。

Q. 改定規格内で附則 G として拡張リスクアセスメントのテンプレートが提供されていますが、簡易リスクアセスメントのテンプレートはないのですか？

A. 改定規格では簡易リスクアセスメントのテンプレートは提供していません。

Q. サプライチェーン内での混入に関するリスクアセスメントについてもっと詳しく説明してください。

A. 規格ではサプライチェーンでのリスクに関して具体的な要求事項を設けていません。組織ごとに異なるサプライチェーンに対して、一般的な指標を用意するのが難しかったためです。サプライチェーンのリスクアセスメントは組織ごとの特有のものになるはずですが、FSC では事例紹介を用意し、本要求事項の解釈をサポートしたいと考えています。事例紹介の具体的なスケジュール等はまだ未定です。

Q. CNRA でいくつかのカテゴリーだけが承認されている場合、承認されていないカテゴリーについてのみ組織が簡易リスクアセスメントを実施すればよいですか？それとも 5 つのカテゴリーすべてについて簡易リスクアセスメントを実施しなければならないのでしょうか？

A. CNRA は 5 つのカテゴリーがすべて承認されて初めて使用が必須になるので、それまでは組織が自身のリスクアセスメントにおいて 5 つのカテゴリーすべてをカバーする必要があります。一方で、企業によるリスクアセスメントの要求事項として世界森林レジストリーの使用が求められており、そこには承認済みのカテゴリーについて CRNA の結果が記載されています。つまり結果的に企業によるリスクアセスメントにおいても承認済み承認済みの CNRA カテゴリーの内容は反映されることになります。この場合企業によるリスクアセスメントでは承認済みのカテゴリーについては CNRA 結果を参照すると記載するだけでも十分です。

リスク低減

Q. リスク低減措置の構築を認証機関に委託することは可能ですか？

A. DDS のすべてまたはその一部を外部に委託することは可能です。つまり DDS の一環であるリスク低減措置の構築も委託可能です。ただし、利害関係の問題から自身の認証機関には委託できません（認証機関が構築したリスク低減措置を同じ認証機関が評価することになってしまうため）。

CoC の販売に関する要求事項

Q. 非認証取得者に対する FSC 管理木材の販売が可能になる可能性は？

A. この議題は現在改定中の FSC-STD-40-004 第 3-0 版（CoC 規格）において議論がされているところです。

その他

Q. 規格内で「組織」と書いている部分はどのような組織を意味しますか？

A. 規格内の「組織」は認証申請者及び認証取得者を意味します。

Q. PEFC 認証材は管理木材として扱えますか？

A. 自動的に認められることはありません。通常管理木材調達要求事項を満たす必要があります。

Q. 6.1 項に「組織は、自身の DDS の概要を文書で認証機関に対して提示しなければならない。」とありますが、このテンプレートはありますか？また認証機関が FSC データベースにアップロードする報告書の公開用概要のテンプレートはありますか？

A. 現時点ではありません。

Q. 世界のどの地域でどれだけの管理木材が調達されているのか分かる資料はありますか？

A. 残念ながら地域ごとの数字を示したデータはありません。